

# 秋田県公報

## 目 次

個人情報保護条例に基づく県出資法人の指定の取消し(三三六・総務課)	1
個人情報保護条例に基づく県出資法人の指定(三三七・総務課)	2
情報提供を推進すべき法人の変更(三三八・総務課)	2
情報提供を推進すべき法人(三三九・総務課)	2
情報公開を推進すべき法人の変更(三四〇・総務課)	2
情報公開を推進すべき法人(三四一・総務課)	2
字の区域の変更(三四二・市町村課)	2
口頭により開示請求をすることができる個人情報の一部改正(三四三・情報公開課)	3
結核予防法による医療機関の指定(三四四・大館保健所)	3
地籍調査の成果の認証(三四五・農山村振興課)	3
大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出(三四六・商工業振興課)	5
大規模小売店舗の店舗面積を基準面積以下に変更する届出(三四七・商工業振興課)	6
障害者就業・生活支援センターの指定(三四八・労働政策課雇用対策室)	7
基本測量の通知(三四九・三五二・建設管理課)	7
都市計画の決定予定及び都市計画の図書の縦覧(三五二・都市計画課)	7
都市計画の変更による送付図書の縦覧(三五三・都市計画課)	7
都市計画事業の変更の認可の告示があった旨の公告(三五四・下水道課)	8
公告	8
県営土地改良事業の換地計画の決定(鹿角地域振興局農林部)	8
土地改良区の合併の認可(秋田地域振興局農林部)	8

土地改良区の役員の就任の届出(仙北地域振興局農林部)	8
土地改良区の役員の就任の届出(雄勝地域振興局農林部)	8
土地改良区の役員の就任の届出(雄勝地域振興局農林部)	8
土地改良区の役員の就任の届出(雄勝地域振興局農林部)	8
土地改良区の役員の就任の届出(雄勝地域振興局農林部)	8
選挙管理委員会告示	9
政治団体の設立の届出(四二)	9
政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(四三)	10
政治団体の解散の届出(四四)	14
政治団体の収支に関する報告書(四五)	15
公職の候補者の資金管理団体の届出(四六)	16
公職の候補者の資金管理団体の異動の届出(四七)	17
公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出(四八)	17
政治団体の収支に関する報告書(四九)	18
政治活動のために寄附を受け又は支出をすることができない団体(五〇)	20
公安委員会告示	20
道路交通法による技能検定員審査の実施(四一)	21
道路交通法による教習指導員審査の実施(四二)	23
道路交通法による技能検定員審査の実施(四三、四四)	24
道路交通法による教習指導員審査の実施(四五)	25
警備員指導教育責任者講習会の実施(四六)	26
監査委員会告示	26
監査結果公告(九)	27
監査結果公告(一〇)	28

## 告 示

### 秋田県告示第三百三十六号

次の法人は、秋田県個人情報保護条例(平成十二年秋田県条例第三百三十八号)第四条第二項に規定する県が出資する法人のうち知事が定めるものでなくなったので、事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成十三年秋田県規則第四号)第一条の規定に基づき、その名称を告示する。

平成十六年四月九日

法人の名称

秋田県知事 寺田典城

財団法人保坂社会福祉基金  
財団法人秋田県防災対策基金

秋田県告示第三百三十七号

次の法人は、秋田県個人情報保護条例(平成十二年秋田県条例第三百三十八号)第四条第二項に規定する県が出資する法人のうち知事が定めるものとなったので、事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成十三年秋田県規則第四号)第一条の規定に基づき、その名称を告示する。

平成十六年四月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

法人の名称

株式会社男鹿水族館

秋田県告示第三百三十八号

次の法人は、秋田県情報公開条例第四章に規定する法人の範囲を定める規則(平成十三年秋田県規則第八十五号)第一条第一項の規定の適用を受けなかったこととなつたので、同条第二項の規定に基づき、その名称を告示する。

平成十六年四月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

法人の名称

財団法人保坂社会福祉基金

財団法人秋田県防災対策基金

財団法人秋田県企業公社

秋田県告示第三百三十九号

次の法人は、秋田県情報公開条例第四章に規定する法人の範囲を定める規則(平成十三年秋田県規則第八十五号)第一条第一項の規定の適用を受けることとなつたので、同条第二項の規定に基づき、その名称を告示する。

平成十六年四月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

法人の名称

株式会社男鹿水族館

秋田県告示第三百四十号

次の法人は、秋田県情報公開条例第四章に規定する法人の範囲を定める規則(平成

十三年秋田県規則第八十五号)第二条第一項の規定の適用を受けなかったこととなつたので、同条第二項において準用する同規則第一条第二項の規定に基づき、その名称を告示する。

平成十六年四月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

法人の名称

財団法人保坂社会福祉基金

財団法人秋田県防災対策基金

財団法人秋田県企業公社

秋田県告示第三百四十一号

次の法人は、秋田県情報公開条例第四章に規定する法人の範囲を定める規則(平成十三年秋田県規則第八十五号)第一条第一項の規定の適用を受けることとなつたので、同条第二項において準用する同規則第一条第二項の規定に基づき、その名称を告示する。

平成十六年四月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

法人の名称

株式会社男鹿水族館

秋田県告示第三百四十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、仙北郡太田町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があつたので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の変更の処分は、当該変更区域に係る国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定による認証の日から効力を生ずるものとする。

平成十六年四月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

変更前の字の区域	変更後の字の区域
仙北郡太田町小神成字田ノ尻 七の一、八の一	仙北郡太田町小神成字 根笹

秋田県告示第三百四十三号  
 口頭により開示請求をすることができる個人情報(平成十三年秋田県告示第二百十九号)の一部を次のように改正する。  
 平成十六年四月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

表中

現業職員採用試験	第1次試験総合順位 第2次試験総合順位	合格発表の日から 1ヶ月間	人 員
行政書士試験	科目別得点及び総合得点	〃	市町村

を

行政書士試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日から 1ヶ月間	総 人
現業職員採用試験	第1次試験総合順位 第2次試験総合順位	〃	

に改め、保育士試験の項を削る。

秋田県告示第三百四十四号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の六第一項の規定に基づき、告示する。  
 平成十六年四月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称 所 在 地 指 定 年 月 日

石田内科医院	大館市有浦二丁目四番十九号	平成十六年二月二十日
--------	---------------	------------

秋田県告示第三百四十五号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第四項の規定に基づき、公告する。  
 平成十六年四月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

(一) 調査を行った者の名称

鹿角市

成果の名称

鹿角市の地籍図及び地籍簿

測量及び調査を行った地域

鹿角市大字八幡平・尾去沢の各一部

(四) 実施年度及び認証面積

平成十四年度及び平成十五年度

六・三七平方キロメートル

(五) 認証年月日

平成十六年四月一日

(二) 調査を行った者の名称

八森町

成果の名称

山本郡八森町の地籍図及び地籍簿

測量及び調査を行った地域

山本郡八森町大字塚の台・泊台・鹿の浦・椿台・椿・家の上の各一部

(四) 実施年度及び認証面積

平成十四年度及び平成十五年度

〇・二八平方キロメートル

(五) 認証年月日

平成十六年四月一日

(一) 調査を行った者の名称

天王町

(二) 成果の名称

- (三) 南秋田郡天王町の地積図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域
- (四) 南秋田郡天王町大字天王の一部  
実施年度及び認証面積  
平成十五年度
- (五) ○・四二平方キロメートル  
認証年月日  
平成十六年四月一日
- (四一) 調査を行った者の名称  
本荘市
- (二) 成果の名称  
本荘市の地積図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域
- (三) 本荘市大字山内の一部  
実施年度及び認証面積  
平成十四年度及び平成十五年度
- (四) 三・一五平方キロメートル  
認証年月日  
平成十六年四月一日
- (五) 調査を行った者の名称  
矢島町
- (五一) 成果の名称  
由利郡矢島町の地積図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域
- (二) 由利郡矢島町大字川辺の一部  
実施年度及び認証面積  
平成十四年度及び平成十五年度
- (四) 六・一三平方キロメートル  
認証年月日  
平成十六年四月一日
- (五) 調査を行った者の名称  
東由利町
- (二) 成果の名称  
由利郡東由利町の地積図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域
- (三) 測量及び調査を行った地域

- (四) 由利郡東由利町大字老方・法内の各一部  
実施年度及び認証面積  
平成十四年度及び平成十五年度
- (五) 六・〇九平方キロメートル  
認証年月日  
平成十六年四月一日
- (七一) 調査を行った者の名称  
西仙北町
- (二) 成果の名称  
仙北郡西仙北町の地積図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域
- (三) 仙北郡西仙北町大字強首・木原田・金山沢の各一部  
実施年度及び認証面積  
平成十四年度及び平成十五年度
- (四) ○・七一平方キロメートル  
認証年月日  
平成十六年四月一日
- (八一) 調査を行った者の名称  
角館町
- (二) 成果の名称  
仙北郡角館町の地積図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域
- (三) 仙北郡角館町大字山谷川崎の一部  
実施年度及び認証面積  
平成十四年度及び平成十五年度
- (四) ○・七九平方キロメートル  
認証年月日  
平成十六年四月一日
- (五一) 調査を行った者の名称  
太田町
- (二) 成果の名称  
仙北郡太田町の地積図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域
- (三) 仙北郡太田町大字小神成・太田の各一部  
実施年度及び認証面積
- (四) 実施年度及び認証面積

- 平成十四年度及び平成十五年度  
一・九九平方キロメートル  
(五) 認証年月日  
平成十六年四月一日
- 調査を行った者の名称  
千畑町  
(一) 成果の名称  
仙北郡千畑町の地積図及び地籍簿  
(二) 測量及び調査を行った地域  
仙北郡千畑町大字浪花・黒沢の各一部  
(三) 実施年度及び認証面積  
平成十四年度及び平成十五年度  
(四) ○・九二平方キロメートル  
認証年月日  
平成十六年四月一日  
(五) 十一(一) 調査を行った者の名称  
雄勝町  
(二) 成果の名称  
雄勝郡雄勝町の地積図及び地籍簿  
(三) 測量及び調査を行った地域  
雄勝郡雄勝町大字上院内の一部  
(四) 実施年度及び認証面積  
平成十四年度及び平成十五年度  
(五) ○・六六平方キロメートル  
認証年月日  
平成十六年四月一日

秋田県告示第三百四十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成十六年四月九日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社マイカル 管財人 岡田元也  
大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目一番三十号
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
横手サテイ  
横手市安田字向田百九十七ほか
- (三) 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社マイカル  
ア 変更前  
大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目一番三十号  
管財人 岡田元也  
イ スタール株式会社  
東京都新宿区西新宿三二十二  
代表取締役 丸山朝  
株式会社おしゃれ工房  
東京都立川市栄町六十二十三  
代表取締役 高橋実  
株式会社大三  
福島県伊達郡梁川町大字柳田字町の内三十六  
代表取締役 三品智  
池澤商事株式会社  
東京都中央区日本橋人形町三丁目十二番九号  
代表取締役 吉澤等  
株式会社仙北屋山内  
雄勝郡稲川町大館七十二  
代表取締役 山内文男  
有限会社佐々木時計店  
横手市四日町三一  
代表取締役 佐々木信太郎  
株式会社工ガミ  
横手市寿町八十三  
代表取締役 江上伸雄  
株式会社マイカル

イ 変更後

大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目一番三十号

管財人 岡 田 元 也

エステール株式会社

東京都新宿区西新宿三二二

代表取締役 丸 山 朝

株式会社おしゃれ工房

東京都立川市栄町六十二十三

代表取締役 高 橋 実

株式会社大三

福島県伊達郡梁川町大字柳田字町の内三十六

代表取締役 三 品 智

池澤商事株式会社

東京都中央区日本橋人形町三丁目十二番九号

代表取締役 吉 澤 等

株式会社仙北屋山内

雄勝郡稲川町大館七十二

代表取締役 山 内 文 男

株式会社工ガミ

横手市寿町八十三

代表取締役 江 上 伸 雄

株式会社八二一ズ

福島県いわき市鹿島町走熊字七本松二十七番地一

代表取締役 江 尻 義 久

株式会社三城

東京都中央区日本橋室町二丁目四二

代表取締役 多 根 幹 雄

- (四) 変更の年月日  
平成十六年三月六日
- (五) 変更する理由  
テナントの入れ替えのため

- 二 届出年月日  
平成十六年三月二十九日
- 三 関係書類の縦覧場所及び期間  
縦覧場所  
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室  
横手市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間

平成十六年四月九日から同年八月九日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(一) 意見を述べる者の氏名及び住所

(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第三百四十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の店舗面積を基準面積以下に変更する旨の届出があったので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十六年四月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所  
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反 田 悦 生

(二) 秋田市土崎港北一丁目六番二十五号  
大規模小売店舗の名称及び所在地  
マックスバリュ新仁賀保店

(三) 由利郡仁賀保町平沢字上町田十九の五ほか  
大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計  
二千八百平方メートル

(四) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計  
九百八十平方メートル

(五) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日  
平成十六年三月三十日

(六) 変更する理由  
マックスバリュ東北株式会社が設置する店舗の移転に伴い、その跡地へ新たな店舗を設置しないため(平成十六年一月三十日付けの大規模小売店舗立地法第六条第一項及び同条第二項の規定に基づく変更届出を取り下げした。)

二 届出年月日  
平成十六年三月三十日

平成十六年三月三十日

平成十六年三月三十日

平成十六年三月三十日

平成十六年三月三十日

平成十六年三月三十日

平成十六年三月三十日

平成十六年三月三十日

平成十六年三月三十日

平成十六年三月三十日

平成十六年三月三十日

平成十六年三月三十日

秋田県告示第三百四十八号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第三十三条の規定により、平成十六年三月三十一日付で同法第三十四条に規定する業務を行う者として次のとおり指定したので、同法第三十五条において準用する同法第二十七条第二項の規定に基づき、公示する。

平成十六年四月九日

秋田県知事 寺田典城

- 一 障害者就業・生活支援センターの名称及び住所  
社会福祉法人 慈泉会  
仙北郡六郷町野中下村五十五番地の二
- 二 障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地  
仙北郡六郷町野中下村五十五番地の二

秋田県告示第三百四十九号

平成十五年秋田県告示第二百七十一号の基本測量について、平成十六年三月二十日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第三項の規定に基づき、公示する。

平成十六年四月九日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第三百五十号

平成十五年秋田県告示第五百四十五号の基本測量について、平成十六年三月十五日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第三項の規定に基づき、公示する。

平成十六年四月九日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第三百五十一号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量実施の通知があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成十六年四月九日

秋田県知事 寺田典城

- 一 作業の種類  
基本測量（二万五千分の一地形図修正測量）

二 作業を行う地域

秋田県の区域

三 作業を行う期間

平成十六年四月十五日から平成十七年三月二十五日まで

秋田県告示第三百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示し、同条第二項の規定に基づき、当該都市計画の図書を建設交通部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年四月九日

秋田県知事 寺田典城

- 一 都市計画の種類及び名称  
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を決定した土地の区域  
鹿角都市計画区域、小坂都市計画区域、大館都市計画区域、比内都市計画区域、鷹巣都市計画区域、森吉都市計画区域、合川都市計画区域、上小阿仁都市計画区域、能代都市計画区域、二ツ井都市計画区域、男鹿都市計画区域、五城目都市計画区域、八郎潟都市計画区域、河辺都市計画区域、本荘都市計画区域、仁賀保都市計画区域、金浦都市計画区域、象潟都市計画区域、矢島都市計画区域
- 三 都市計画の決定年月日 平成十六年四月九日

秋田県告示第三百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、秋田市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十六年四月九日

秋田県知事 寺田典城

- 一 縦覧に供すべき図書  
秋田市計画地区計画（広面谷内佐渡地区計画）の変更の総括図、計画図及び計画書
- 二 縦覧場所  
秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第三百五十四号  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の変更の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定に基づき、次のとおり公告する。  
 平成十六年四月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 都市計画事業の種類及び名称

昭和六十三年建設省告示第二千三百三十五号鹿角都市計画及び小坂都市計画下水道事業米代川流域下水道（鹿角処理区）

二 施行者の名称

秋田県

三 事務所所在地

(一) 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部下水道課  
 (二) 大館市川口字中川口一番地 北部流域下水道事務所

四 事業地の所在

収用の部分 変更なし  
 使用の部分 変更なし

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。  
 平成十六年四月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（荒川地区ほ場整備事業）換地計画書の写し

二 縦覧期間 平成十六年四月九日から同年五月十二日まで

三 縦覧場所 小坂町役場

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第七十二条第二項の規定により、平成十六年四月一日土地改良区の合併を認可したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十六年四月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 合併により設立された土地改良区  
 雄和中央土地改良区

二 合併により解散した土地改良区  
 河辺郡下黒瀬土地改良区  
 河辺郡雄和町相川土地改良区  
 雄和町中央土地改良区

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、仙北郡豊川土地改良区から次のとおり役員就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。  
 平成十六年四月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

就任理事の住所及び氏名  
 仙北郡中仙町豊川字観音堂四十八番地の二 熊 谷 勇

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、湯沢市中央土地改良区から次のとおり役員就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。  
 平成十六年四月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

就任理事の住所及び氏名  
 湯沢市相川字川口十八番地 高 橋 誠 一

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、雄勝郡山田五ヶ村堰土地改良区から次のとおり役員就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。  
 平成十六年四月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

就任理事の住所及び氏名  
 雄勝郡羽後町貝沢字貝沢四番地 中 村 房 司

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、雄勝郡山田五ヶ村堰土地改良区から次のとおり役員就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。  
 平成十六年四月九日

秋田県知事 寺 田 典 城



就任理事の住所及び氏名  
雄勝郡羽後町貝沢字貝沢四番地

中村房司

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、羽後町土地改良区から次のとおり役員就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十六年四月九日

秋田県知事 寺田典城

一 就任理事の住所及び氏名

雄勝郡羽後町嶋田新田字嶋田五番地	齋藤喜光
足田字土館百三番地	渡邊武吉
郡山字下郡三十八番地	仙道善吉
嶋田新田字三吉前六十五番地	藤原長藏
高尾田字家ノ下十二番地	佐藤虎雄
郡山字上郡八十三番地	成田知哉
郡山字下郡三十六番地	仙道忠秋
足田字土館四番地	佐藤有彦
嶋田新田字嶋田五十一番地二	奥山幸一
新町字鶴巢十三番地	佐藤松雄
高尾田字沼端三十番地二	高山永一
郡山字下四ツ屋一番地	仙道永隆
嶋田新田字嶋田九番地	高橋信一
足田字福島五十七番地二	後藤甲亮
郡山字上郡二十七番地	遠藤薫
嶋田新田字嶋田二十番地	佐藤章
新町字鶴巢二十五番地	小野庄悦
嶋田新田字嶋田四十九番地	藤原悦
郡山字四ツ屋九番地	佐藤一志
高尾田字家ノ下十八番地一	後藤昌太郎
高尾田字家ノ下十六番地二	高橋長造
足田字土館六十八番地	齊藤保雄
大戸字大戸二十六番地	藤原惠太郎
平鹿郡十文字町睦合字中福島二十四番地	菊地利文
雄勝郡羽後町足田字安良町八番地	佐藤金一

雄勝郡羽後町西馬音内字向下川原百二十三番地

床舞字泉田三十六番地

杉宮字田畑四十九番地一

新町字町尻一番地

林崎字林崎四十番地

大久保字大久保五十四番地

西馬音内字中町五十番地

西馬音内堀回字元城百七十八番地一

上到米字唐松三十四番地

下仙道字下草井沢百十四番地

下仙道字風平七十六番地三

上到米字蒲生六十三番地

田代字黒沢四十二番地

田代字門前三十一番地

中仙道字堀内四十二番地

上仙道字松山二百四十六番地

二 就任監事の住所及び氏名

雄勝郡羽後町高尾田字家ノ下二十六番地

郡山字下郡五番地

嶋田新田字嶋田四十八番地

田沢字下田沢三十六番地

杉宮字宿八十三番地一

西馬音内字橋場二十九番地

軽井沢字下牛ノ沢百六十五番地

田代字門前四百三十七番地

丹孝一
泉勇一
佐々木孝一
藤原繁朗
柴田均
佐藤正男
小松正行
長谷山重吉
遠山菊助
佐藤壽彦
藤原一衛
柴田勝元
長谷山毅
長谷山徳男
畑山吉郎
三浦忠司
佐々木祐太郎
仙道吉克
佐藤誠勇
黒澤忠
佐々木進
菅原政一
柴田輝男
阿部治助

選挙管理委員会告示

秋選管告示第四十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、平成十六年三月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十六年四月九日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
長澤春男後援会	加藤 司	佐々木 貞直	仙北郡太田町駒場字高倉十七番地六	平成十六年三月一日
中村ひろひこ秋田後援会	渡辺 忠陸	伊藤 二雄	秋田県秋田市旭北栄町二番三十四号第一長門ビル四階	平成十六年三月二日
すずき陽悦後援会	岸部 有三	塚田 勇	秋田市八橋三和町六番十七号	平成十六年三月四日
船水隆一後援会	川口 満州美	高嶋 光雄	鹿角郡小坂町小坂鉦山字渡ノ羽十五番地二	"
千葉養一後援会	大平 勝	千葉 千サ子	鹿角郡小坂町小坂鉦山字尾樽部三十八番地	平成十六年三月九日
秋本貞行後援会	大森 俊男	成田 修二	鹿角郡小坂町小坂字栃川原三十九番地	平成十六年三月十一日
狐崎捷琅後援会	平元 順法	平元 順法	仙北郡角館町西勝栄町六十三番地	平成十六年三月十五日
小野寺まこと後援会	石塚 隆	石塚 一志	河辺郡河辺町岩見字八慶四番地四	平成十六年三月十七日
小松勘一郎後援会	長谷山 誠明	小野 照雄	由利郡東由利町老方字老方七十五番地	平成十六年三月十九日
藤宣会	小松 寛治	斎藤 淳一	本荘市薬師堂字谷地百七十七番地	平成十六年三月二十二日
三沢定幸を育てる会	三沢 忠雄	三沢 幸子	北秋田郡鷹巣町綴子字中堤二十八番地	平成十六年三月二十二日
すずき陽悦政策研究会	鈴木 陽悦	佐藤 隆興	秋田市八橋三和町六番十七号	平成十六年三月二十九日

秋選管告示第四十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規定により、平成十六年三月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から次のとおり届出事項に異動

があった旨の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十六年四月九日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

一  
政党

政治団体の名称		異動事項		届出年月日	
社会民主党秋田県秋田支部	代表者 加成義臣	代表者 宇佐美洋二朗	新	旧	平成十六年三月一日
自由民主党稲川支部	代表者 滝 昭吉	代表者 佐藤増三	新	旧	平成十六年三月三日
民主党秋田県第1区総支部	主たる事務所の所在地 秋田市保戸野通町五番三十七号菊谷ビル一階	主たる事務所の所在地 秋田市川尻御休町九番三十三号	新	旧	平成十六年三月十日
自由民主党トラック支部	代表者 旭谷光雄	代表者 小松幹夫	新	旧	平成十六年三月十五日
自由民主党秋田県参議院選挙区第一支部	主たる事務所の所在地 秋田市川尻町字大川反二百三十三番地四十四	主たる事務所の所在地 秋田市山王三丁目一番七号	新	旧	平成十六年三月二十四日
自由民主党秋田県秋田市第一支部	代表者 赤坂栄紀	代表者 佐藤祐司	新	旧	平成十六年三月二十五日
自由民主党由利町支部	代表者 佐々木富春	代表者 木内忠一	新	旧	平成十六年三月三十日
代表者 大関嘉一	代表者 伊藤周平	代表者 伊藤周平	新	旧	平成十六年三月三十日

二  
その他の政治団体

政治団体の名称		異動事項		届出年月日	
田中ふじお後援会	代表者 佐藤勝友	代表者 川村徳之助	新	旧	平成十六年二月十八日
佐藤重光後援会	代表者 佐藤銀三郎	代表者 永井修二郎	新	旧	平成十六年三月一日

高橋こうせい後援会	佐々木勝二後援会	仙北建政会	柴田善司後援会	渡辺芳勝後援会	野原多津美後援会	澤田一文後援会	秋田県建築設計事務所政経研究会	秋田県トラック事業経営研究会	藤原寛文後援会	伊藤英紀後援会	寺田学後援会	十文字町高橋喜代二後援会	秋田県農協政治連盟	秋田県商工政治連盟角館支部	安正正義後援会
主たる事務所の所在地	代表者	代表者	会計責任者	代表者	主たる事務所の所在地	代表者	政治団体の名称	会計責任者	代表者	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地
仙北郡太田町小神成字田ノ尻二十九番地	鈴木清一	仲野谷藤吾	柴田末子	渡辺鉄蔵	秋田市土崎港中央三丁目十一番三十二号	戸沢一	秋田県建築設計事務所政経研究会	旭谷光雄	佐藤二郎	廣嶋樹夫	竹ノ内和子	伊藤養一	秋田市八橋南二丁目十番十六号	仙北郡角館町上新町四十三番一号	菅原勤
仙北郡太田町小神成字南田ノ尻六十八番地	富樫昌子	荒川良信	後藤多作	渡辺鉄治	秋田市山王二丁目五番二十五号	熊田進	秋田県建築士事務所政経研究会	小松幹夫	菅和夫	斉藤喜美雄	矢羽野俊二	田中修一	秋田市八橋字成川原六十四番地二	仙北郡角館町中町二十五番	太田司郎
"	平成十六年三月二十二日	"	平成十六年三月十八日	"	平成十六年三月十七日	"	平成十六年三月十六日	平成十六年三月十五日	"	平成十六年三月十二日	平成十六年三月十日	"	"	平成十六年三月八日	平成十六年三月三日

武田孝雄後援会	村上薫後援会	大館トライ政策研究会	秋田県農協政治連盟秋田しんせい支部	小松穂積後援会	高野寛志後援会	秋田県農協政治連盟うご支部	秋田康友会	A・WIND!! 明石ひろやす後援会	秋田土崎トライ政策研究会	つじ久男後援会	松田國太郎を励ます会	秋田県トライ政策研究会	小林幸悦後援会	たけだ和夫を支援する会	武田孝雄後援会			
会計責任者	主たる事務所の所在地	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者			
佐藤和明	秋田市川尻総社町五番十六号	伊藤 隆一郎	宇佐美 豊	宇佐美 豊	湯沢市高松字八乙女九十九番地六	大曲市福住町六番六号大曲プラザビル三階	浪岡 直樹	浪岡 直樹	浪岡 直樹	大館市柄沢字山王台十六番地二	赤坂 栄紀	篠木 玲子	大坂谷 金好	小松 穂積	加藤 秀明	白瀬 公盟	白瀬 公盟	由利郡仁賀保町平沢字新町六十二番地六
武田和明	秋田市山王六丁目十一番十八号山王技建ビル二階	佐藤 正吉	加賀谷 清克	加賀谷 清克	湯沢市高松字中屋敷三十二番地十四	大曲市通町三番三号サンロードビル一階	山信田 信浩	山信田 信浩	山信田 信浩	大館市字大町四十番地	佐藤 祐司	藤原 貢太郎	佐藤 巖	三村 二郎	鎌田 鈴夫	佐藤 寿	佐藤 寿	由利郡仁賀保町平沢字天ヶ町五十四番地一
"	"	"	平成十六年三月二十九日	"	"	"	平成十六年三月二十六日	"	"	"	"	平成十六年三月二十五日	"	"	平成十六年三月二十四日	平成十六年三月二十三日	"	"



こまつ勝彦後援会	平成十六年二月二十九日	"
柴田康二郎後援会	平成十六年三月一日	"
高寺礼子後援会	平成十六年三月十七日	平成十六年三月十七日
吹谷柳太郎後援会	平成十六年三月十五日	平成十六年三月二十一日
大宮高夫後援会	平成十六年二月二十九日	平成十六年三月二十五日
明るい比内町を造る会	平成十六年三月二十六日	平成十六年三月二十六日
小番宜一を励ます会	平成十六年三月十日	"
バンドー坂本後援会	平成十六年二月十一日	"
小林俊悦後援会	平成十六年三月二十八日	平成十六年三月二十九日
宮腰洋逸後援会	平成十六年二月二十九日	"
小松秀一後援会	平成十六年三月三十日	平成十六年三月三十日
ふじわら光雄後援会	平成十六年三月十日	"
上野昭一郎後援会	平成十六年三月三十一日	平成十六年三月三十一日
土肥茂宏後援会	"	"

秋選管告示第四十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、次のとおりその要旨を公表する。

平成十六年四月九日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書  
報告書の要旨

1 収入及び支出のある団体

その他の政治団体

政治団体の名称 高寺礼子後援会

報告年月日 平成16年3月17日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

前年繰越額

本年の収入額

(イ) 支出総額

政治団体の名称 吹谷柳太郎後援会

報告年月日 平成16年3月22日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

前年繰越額

本年の収入額

(イ) 支出総額

政治団体の名称 明るい比内町を造る会

報告年月日 平成16年3月26日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

前年繰越額

本年の収入額

(イ) 支出総額

イ 収入・支出の内訳

(ア) 支出の内訳

政治活動費

寄附・交付金

合計

政治団体の名称 バンドー坂本後援会

報告年月日 平成16年3月26日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

前年繰越額

61,537円  
61,537円

50,644円  
50,644円  
50,644円

50,644円  
50,644円  
0円

138,050円  
138,050円  
0円

970円  
970円  
0円

本年の収入額 0円  
 (イ) 支出総額  
 政治団体の名称 宮腰洋逸後援会  
 報告年月日 平成16年3月29日  
 ア 収入・支出の総額  
 (ア) 収入総額 1,373,687円  
 前年繰越額 1,373,687円  
 本年の収入額 0円  
 (イ) 支出総額 0円  
 政治団体の名称 上野昭一郎後援会  
 報告年月日 平成16年3月31日  
 ア 収入・支出の総額  
 (ア) 収入総額 30,343円  
 前年繰越額 30,343円  
 本年の収入額 0円  
 (イ) 支出総額 0円  
 2 収入及び支出のない団体  
 その他の政治団体

政治団体の名称	報告年月日
田中ふじお後援会	平成16年2月18日
長澤春男後援会	平成16年3月1日
三浦栄太郎後援会	平成16年3月6日
加藤博康後援会	平成16年3月8日
渡辺与志美後援会	平成16年3月10日

のろた芳成後援会河辺町連合会	平成16年3月12日
原田敏夫後援会	平成16年3月12日
康友会	平成16年3月16日
こまつ勝彦後援会	"
柴田康二郎後援会	"
大宮高夫後援会	平成16年3月25日
小番宣一を励ます会	平成16年3月26日
小林俊悦後援会	平成16年3月29日
小松秀一後援会	平成16年3月30日
ふじわら光雄後援会	"
土肥茂宏後援会	平成16年3月31日

秋選管区法第四十六号  
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定により、  
 次の公職の候補者から資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の  
 規定に基づき、告示す。

平成十六年四月九日 秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

資金管理団体の 届出した者の氏名	公職の種類	資金		管 理 団 体	主たる事務所の所在地	代表者氏名	届出年月日
		名	称				



鈴木陽悦	参議院議員(候補者となること)	すすき陽悦政策研究会	秋田市八橋三和町六番十七号	鈴木陽悦	平成十六年三月二十九日
------	-----------------	------------	---------------	------	-------------

秋選管告示第四十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、

平成十六年四月九日

次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
安 杖 正 義	県議会議員(現職)	安杖正義後援会	主たる事務所所在地	新	旧	平成十六年三月三日
寺 田 学	衆議院議員(現職)	寺田学後援会	主たる事務所所在地	秋田市保戸野通町五番三十七号菊谷ビル一階	秋田市山王七丁目十一番二十号	平成十六年三月十日
高 橋 幸 晴	大田町議会議員(現職)	高橋こうせい後援会	主たる事務所所在地	仙北郡大田町小神成字田ノ尻二十九番地	仙北郡大田町小神成字南田ノ尻六十八番地	平成十六年三月二十二日
村上薫後援会	仁賀保町議会議員(現職)	村上薫後援会	主たる事務所所在地	由利郡仁賀保町平沢字新町六十二番地六	由利郡仁賀保町平沢字天ヶ町五十四番地一	"

秋選管告示第四十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、

平成十六年四月九日

次の公職の候補者等から資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第十

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

資金管理団体の取消の届出をした者の氏名	公職の種類	取り消した資金管理団体	届出年月日
小 番 宜 一	県議会議員(候補者となること)	小番宜一を励ます会	平成十六年三月二十六日
	名 称	本荘市出戸町字切通十五番地一	
	代表者氏名	小 番 宜 一	

小 松 秀 一	西仙北町議会議員(候補者となる者)	小松秀一後援会	仙北郡西仙北町刈和野字高屋敷三十五番地	小 松 秀 一	平成十六年三月三十日
上 野 昭 一 郎	小坂町議会議員(候補者となる者)	上野昭一郎後援会	鹿角郡小坂町上向字中牛場長根六十三番地	上 野 昭 一 郎	平成十六年三月三十一日

秋選管告示第四十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、次のとおりその要旨を公表する。

平成十六年四月九日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

1 種類 平成16年3月31日まで提出された政治資金規正法第12条第1項の規定による報告書

2 報告書の要旨(平成14年分)

政治団体の名称	報告年月日	収入・支出の総額				収入項目別金額の内訳												
		収入総額	支出総額	前年からの繰越額	翌年への繰越額	党・会費		寄附						事業収入	借入金	交付金収入	その他の収入	本年の収入総額
						金額	員数	個人(うち特定寄附)	法人・その他の団体	政治団体	小計(うちあつせんによるもの)	政党	匿名					
川口博後援会	H16.3.26	円 202,536	円 192,710	円 9,826	円 9,826	円	人	円 192,710	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円 192,710
新政治経済研究会	H16.3.26	0	0	0	0													0
大千町寺田すけしる後援会	H16.3.31	0	0	0	0													0
米山七郎後援会	H16.3.31	0	0	0	0													0

政治団体の名称	報告年月日	収入・支出の総額				収入項目別金額の内訳												
		収入総額	支出総額	前年からの繰越額	翌年への繰越額	党費・会費		寄附						事業収入	借入金			
						金額	員数	個人(うち特定寄附)	法人・その他の団体	政治団体	小計(うちあつせんによるもの)	政党	匿名					
資金管理団体	届出をした者の氏名 届出に係る公職の種類																	
佐藤俊和後援会	佐藤俊和 県議会議	H16.3.9	円 0	円 0	円 0	円 0												円 0

支出項目別金額の内訳																	
経常経費					政治活動費										合計		
人件費	光熱水費	備品消耗品費	事務所費	計	組織活動費	選挙関係費	機関誌の発行その他の事業費				調査研究費	寄附・交付金	その他の経費	計	合計	うち交付金支出	
							機関誌の発行事業	宣伝事業	政治資金パーティー	その他の事業							
円 60,000	円	円 23,970	円 69,110	円 153,080	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円 39,630	円 39,630	円 192,710	
				0											0	0	0
				0											0	0	0
				0											0	0	0

内訳																			
経常経費					政治活動費										合計				
交付金収入	その他の収入	本年の収入総額	人件費	光熱水費	備品消耗品費	事務所費	計	組織活動費	選挙関係費	機関誌の発行その他の事業費				調査研究費	寄附・交付金	その他の経費	計	合計	うち交付金支出
										機関誌の発行事業	宣伝事業	政治資金パーティー	その他の事業						
円	円	円 0	円	円	円	円	円 0	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円 0	円 0	

秋選管告示第五十号  
 次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、平成十六年四月一日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となつたので、同条第三項の規定に

基づき、告示する。  
 平成十六年四月九日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

一 政党

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党飯田川町支部	平野 三好	斉藤 豊隆	南秋田郡飯田川町下蛇川字城の後百八番地一
自由民主党大潟支部	成川 一則	掛田 寿	南秋田郡大潟村字西二丁目四番十三号
自由民主党山本町支部	高橋 金正	新堀 文夫	山本郡山本町外岡字逆川十番地二

二 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
石川定樹後援会	石井 富太郎	嶋崎 幸之助	南秋田郡八郎潟町字一日市二百七十六番地
伊藤すすむ後援会	成田 吉男	丸岡 孝文	鹿角市十和田岡田字焼山下夕八番地
伊藤満後援会	伊藤 恒義	伊藤 善美	河辺郡雄和町種沢字太子前十三番地
牛島大住南部地区三浦芳博後援会	佐川 登	沢村 輝久	秋田市旭南二丁目六番十一号
岡田曙後援会	後藤 良作	加藤 ひとみ	南秋田郡天王町天王字上出戸百五十五番地三
小野けん後援会	小松 慎一	小野 政三	由利郡東由利町田代字畑中六十番地一
柏谷幸彦後援会	佐藤 正道	佐藤 一司	秋田市下新城中野字琵琶沼四百三十九番地

山崎貞美後援会	伊藤信二	高橋喜一郎	由利郡岩城町亀田大町字大工町十五番地
森田潔後援会	田代安雄	森田 彪	南秋田郡井川町今戸字力子田八十五番地
村井政克後援会	小沼 力	村井 銃二郎	南秋田郡天王町天王字二田百二十二番地
三浦芳博後援会	佐川 登	沢村輝久	秋田市旭南二丁目六番十一号
松谷福三後援会	工藤 浩	大友雄子	能代市日吉町十九番地一
前田喜蔵氏の政治活動をはげます会	中野 稔	米田次男	秋田市土崎港南三丁目十番一号
秋芳会	三浦芳博	沢村輝久	秋田市旭南二丁目六番十一号
真田倉平後援会	真田豊広	小玉隆志	平鹿郡平鹿町浅舞字蛭野二百八十六番地
佐東まさあき地区後援連合会事務所	安田忠彦	大野 宏	秋田市東通観音前一番二十二号
笹山登生後援会	小国義三郎	高橋洋耕	横手市平和町九番十二号
佐々木俊夫後援会	佐々木外石	佐々木清三	仙北郡南外村字上釜坂八十一番地二
国際勝共連合秋田県本部	荒木晴彦	荒木晴彦	秋田市飯島字田尻堰越四百五十四番地
工藤耕策後援会	工藤喜千朗	本間美輝雄	本荘市藤崎字大町五十九番地

公安委員会告示

秋田県公安委員会告示第41号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イの規定により、

次のとおり技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、公告する。

平成16年4月9日

秋田県公安委員会委員長 大 淵 宏 道

秋 田 県 公 道 庁

- 1 技能検定員審査の種類
  - (1) 技能検定員審査（大型）
  - (2) 技能検定員審査（普通）
  - (3) 技能検定員審査（大特）
  - (4) 技能検定員審査（大自二）
  - (5) 技能検定員審査（普自二）
  - (6) 技能検定員審査（牽引）
- 2 技能検定員審査開始の期日及び場所
  - (1) 期日  
平成16年5月11日（火）午前10時から午後4時まで
  - (2) 場所  
秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター
- 3 技能検定員審査の申請手続
  - (1) 申請手続
    - ア 技能検定員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）をちよう付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができるとする運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。
    - イ 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第1号、第2号又は第2号各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当することであることを証する書面を添付すること。
    - (2) 申請書の受付期間及び受付時間  
秋田県の休日を除き、平成16年4月12日（月）から同4月16日（金）までの午前8時30分から午後5時まで
    - (3) 申請書の提出場所  
秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係
    - 4 審査手数料
      - (1) 技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては、20,500円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ20,500円から同表中欄の技能検定員審査（普通）に係る額に掲げる額を減じた額）とし、技能検定員審査（普通）以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては、14,750円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目

についての審査を免除される者であるときは、それぞれ14,750円から同表右欄の技能検定員審査（普通）以外の種類の技能検定員審査に係る額に掲げる額を減じた額）とする。

審 査 細 目	技能検定員審査（普通）に係る額	技能検定員審査（普通）以外の種類の技能検定員審査に係る額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	3,950円	1,450円
2 自動車の運転技能に関する観察力及び採点方法	6,750円	2,450円
3 教則の内容となっている事項	1,900円	2,200円
4 自動車教習所に関する法令についての知識	1,900円	2,200円
5 技能検定の実施に関する知識	1,950円	2,100円
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	2,000円	2,050円

備考 1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては11,650円、技能検定員審査（普通）以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては5,050円を減ずる。

2 審査細目の3及び4に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては4,100円、技能検定員審査（普通）以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては4,750円を減ずる。

3 審査細目の1から6までに掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては19,700円、技能検定員審査（普通）以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては13,950円を減ずる

- (2) 納付方法  
 審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。  
 5 審査についての問い合わせ先  
 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話018 823 7740）

秋田県公安委員会告示第42号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の3第4項第1号イの規定により、次のとおり教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成16年4月9日

秋田県公安委員長 大 瀧 宏 道

- 1 教習指導員審査の種類  
 (1) 教習指導員審査（大型）  
 (2) 教習指導員審査（普通）  
 (3) 教習指導員審査（大特）  
 (4) 教習指導員審査（大自二）  
 (5) 教習指導員審査（普自二）  
 (6) 教習指導員審査（牽引）
- 2 教習指導員審査開始の期日及び場所  
 (1) 期日  
 平成16年5月11日（火）午前10時から午後4時まで
- (2) 場所  
 秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター
- 3 教習指導員審査の申請手続  
 (1) 申請手続  
 ア 教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）をちよう付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができるとする種類の教習指導員審査を除く。）に係る運転免許証を提示すること。
- イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第1号、第2号又は第4号各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当することを証する書面を添付すること。

- (2) 申請書の受付期間及び受付時間  
 秋田県の休日を含め、平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成16年4月12日（月）から同4月16日（金）までの午前8時30分から午後5時まで
- (3) 申請書の提出場所  
 秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係

4 審査手数料

- (1) 教習指導員審査（普通）を受けようとする者については、12,150円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ12,150円から同表右欄の教習指導員審査（普通）に係る額に掲げる額を減じた額）とし、教習指導員審査（普通）以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者については、9,850円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ9,850円から同表右欄の教習指導員審査（普通）以外の種類の教習指導員審査に係る額に掲げる額を減じた額）とする。

審 査 細 目	技能検定員審査（普通）に係る額	技能検定員審査（普通）以外の種類の技能検定員審査に係る額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	4,100円	1,450円
2 技能教習に必要な教習の技能	1,350円	1,350円
3 学科教習に必要な教習の技能	1,250円	1,250円
4 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	1,250円	1,300円
5 自動車教習所に関する法令についての知識	1,250円	1,300円
6 教習指導員として必要な教育についての知識	1,200円	1,200円

備考 1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査（普通）を受けようとする者にあつては6,350円、教習指導員審査（普通）以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては4,000円を減ずる。

2 審査細目の4及び5に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査（普通）を受けようとする者にあつては2,600円、教習指導員審査（普通）以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては2,650円を減ずる。

3 審査細目の1から6までに掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査（普通）を受けようとする者にあつては11,400円、教習指導員審査（普通）以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては9,100円を減ずる。

(2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

5 審査についての問い合わせ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話018 823 7740）

秋田県公安委員会告示第43号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イの規定により、次のとおり技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、公告する。

平成16年4月9日

秋田県公安委員会委員長 大 淵 宏 道

1 技能検定員審査の種類

(1) 技能検定員審査（普通二種）

2 技能検定員審査の期日及び場所

(1) 期日

平成16年5月10日（月）午前9時から正午まで

(2) 場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

3 技能検定員審査の申請手続

(1) 申請手続

ア 技能検定員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）をちよう付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る免許証及び技能検定員資格者証（普通）を提示すること。

イ 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第2号に該当する者であるときは、審査申請書に、該当することを証する書面を添付すること。

(2) 申請書の受付期間及び受付時間

秋田県の休日を含め、平成16年4月12日（月）から同4月16日（金）までの午前8時30分から午後5時まで

4 審査手数料

(1) 技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては、22,050円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ22,050円から同表右欄の技能検定員審査（普通二種）に係る額に掲げる額を減じた額）とする。

審 査 細 目	技能検定員審査（普通二種）に係る額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	4,750円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	8,250円
3 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に係る法令その他の知識	2,850円
4 技能検定の実施及び自動車の運転技能の評価方法に関する知識	3,300円

備考 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、15,150円を減ずる。

(2) 納付方法



- 審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。  
 5 審査についての問い合わせ先  
 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話018 823 7740）

秋田県公安委員会告示第44号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イの規定により、次のおり技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、公告する。

平成16年4月9日

秋田県公安委員会委員長 大 淵 宏 道

- 1 技能検定員審査の種類  
 (1) 技能検定員審査（大型二種）  
 2 技能検定員審査の期日及び場所  
 (1) 期日  
 平成16年5月28日（金）午前9時から正午まで

- (2) 場所  
 秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

- 3 技能検定員審査の申請手続

- (1) 申請手続  
 ア 技能検定員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）をちよう付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、大型自動車第二種免許に係る免許証及び技能検定員資格者証（大型）を提示すること。

- イ 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第2号又は第3項第1号に該当する者であるときは、審査申請書に、該当する者であることを証する書面を添付すること。

- (2) 申請書の受付期間及び受付時間

秋田県の休日を含め、平成16年5月24日（月）から同5月26日（水）までの午前8時30分から午後5時まで

- 4 審査手数料

- (1) 技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者において、22,050円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるとき

は、それぞれ22,050円から同表右欄の技能検定員審査（大型二種）に係る額に掲げる額を減じた額）とする。

審査細目	技能検定員審査（普通二種）に係る額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	4,750円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	8,250円
3 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に係る法令その他の知識	2,850円
4 技能検定の実施及び自動車の運転技能の評価方法に関する知識	3,300円

備考 審査細目の1、2、3及び4に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、21,300円を減ずる。

- (2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

- 5 審査についての問い合わせ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話018 823 7740）

秋田県公安委員会告示第45号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の3第4項第1号イの規定により、次のおり教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成16年4月9日

秋田県公安委員会委員長 大 淵 宏 道

- 1 教習指導員審査の種類

- (1) 教習指導員審査（大型二種）  
 (2) 教習指導員審査（普通二種）  
 2 技能検定員審査の期日及び場所

- (1) 期日  
平成16年5月28日(金) 午前9時から正午まで
- (2) 場所  
秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター
- 3 技能検定員審査の申請手続
- (1) 申請手続
- ア 教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)をちよう付し、教習指導員審査(大型二種)を受けようとする者には、大型自動車第二種免許に係る免許証及び教習指導員資格者証(大型)を、教習指導員審査(普通二種)を受けようとする者には、大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る免許証及び教習指導員資格者証(普通)を提示すること。
- イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第2号又は第5項第1号に該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面を添付すること。
- (2) 申請書の受付期間及び受付時間  
秋田県の休日を除き、平成16年5月24日(月)から同5月26日(水)までの午前8時30分から午後5時まで
- 4 審査手数料
- (1) 教習指導員審査(大型二種)を受けようとする者又は教習指導員審査(普通二種)を受けようとする者には、12,550円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ12,550円から同表右欄の教習指導員審査(大型二種、普通二種)に係る額に掲げる額を減じた額)とする。

審査細目	教習指導員審査(大型二種、普通二種)に係る額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	4,900円
2 技能教習に必要な教習の技能	2,050円
3 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に係る法令	

その他の知識

2,850円

- 備考 1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、8,950円を減ずる。
- 2 審査細目の1、2、及び3に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、11,800円を減ずる。

(2) 納付方法

- 審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。
- 5 審査についての問い合わせ先  
秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係(電話018 823 7740)

秋田県公安委員会告示第46号

警備業法(昭和47年法律第117号)第11条の3第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第1条の規定に基づき、公示する。

平成16年4月9日

秋田県公安委員会委員長 大 淵 宏 道

- 1 実施年月日  
平成16年7月5日(月)から7月12日(月)までの土曜日、日曜日を除く6日間の毎日午前8時30分から午後5時まで
- 2 実施場所  
秋田市山王五丁目9番6号 警察共済組合秋田県宿泊所 ふきみ会館
- 3 受講定員  
30人
- 4 受講資格者
  - (1) 最近5年間に警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
  - (2) 警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定に合格した者
  - (3) 検定規則第1条第2項に規定する2級の検定に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上警備業務に従事している者
  - 5 受講申込みに必要な書類
    - (1) 受講申込書 正副2通
    - (2) 写真 2枚

写真は、受講申込書を提出する前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真で大きさが3センチメートル四方のものとする。

(3) 受講資格を証明する資料

6 受講申込み等

(1) 申込用紙の交付

各受付場所において交付する。

(2) 受付時間

日曜日及び土曜日を除き、平成16年6月1日(火)から同年6月25日(金)までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、定員30人で締め切る。

(3) 受付場所

県内の各警察署

なお、郵送による申込みは受け付けない。

7 手数料

37,000円

受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。

8 その他

(1) 本年度の秋田県における警備員指導責任者講習は、本講習1回限りとする。

(2) 講習終了後審査を行い、講習に係る事項を取得したと認められる者に対し、講習終了証明書を交付する。

(3) 講習について不明の点は、秋田県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話018 863 1111 内線、3043、3494)又は県内の各警察署生活安全係に問い合わせること。

秋田県警察本部

監査結果公告第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定による監査を実施し、その結果を秋田県知事に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので公表する。

平成16年4月9日

秋田県監査委員 安代正義  
 秋田県監査委員 菅原龍典  
 秋田県監査委員 山田昭郎  
 秋田県監査委員 小玉和夫  
 財 - 1296

秋田県監査委員 様

平成16年3月19日

秋田県知事 寺田典城

監査の結果に基づき講じた措置について(通知)

平成16年3月1日付け監委 845で通知のありましたこのことについて、別紙のとおり提出します。

別紙

監査団体名	財団法人秋田県傷痍軍人会	所管課名	福祉政策課
監査年月日	平成16年2月5日		

(指摘事項)

基本財産の一部を処分するにあたって、寄附行為では理事の3/4以上(理事19名中15名以上)の同意が必要であると規定されているが、理事14名の同意で議決し知事の承認を得ているので、所要の措置を講ずること。

(所管課措置事項)

改めて理事会を開催して議決要件に則った手続きを行うよう指導した結果、平成15年12月17日の理事会にて承認されました。

監査団体名	社会福祉法人秋田県社会福祉事業団	所管課名	福祉政策課
監査年月日	平成16年2月9日		

(指摘事項)

施設入所者からの預り金に、不適正な取り扱いがあったので、事務処理の適正化とチェック機能の強化を図り、入所者預り金の適正な管理に努めること。  
 なお、各施設ごとに定めている預り金の事務処理規程を見直し、一本化すること。

(所管課措置事項)

施設入所者からの預り金の管理については、適切な改善措置を講じると

<p>ともに、今後は各施設において適正な管理を行うよう統一的な基準を示し文書により指導しました。</p>		
監査団体名	社団法人秋田県農業公社	農林政策課
監査年月日	平成16年2月5日	
<p>(指摘事項) 家畜導入事業等に係る未収金の回収に一層努めること。</p>		
<p>(所管課措置事項) 文書、電話、面談による督促や分割納入の協議等により未収金回収に努めており、未収額を235,925,320円(平成16年2月末現在)まで圧縮しております。 特に、家畜導入事業については、弁護士を通じて催告や法的措置による回収も進めております。 今後とも、未収金の回収に努めるよう指導してまいります。</p>		
監査団体名	財団法人あきた産業振興機構	商工業振興課
監査年月日	平成16年2月5日	
<p>(指摘事項) 機械設備貸与事業に係る未収金の回収に一層努めること。</p>		
<p>(所管課措置事項) 平成15年度から職員1名を債権管理専任職員として配置し、新たに発生した未収案件に迅速に対応するとともに、懸案となっている債権の回収業務への的確な対応を行うなど、未収金回収のための体制強化を図っております。 また、未収債権発生のため、利用企業を訪問し、経営状況等を把握するとともに、経営支援のための相談等にも努めております。 これにより、平成16年1月末現在の未収額は、312,175千円となっております。前年度未残高の356,667千円と比較し、44,492千円減少しております。</p>		

<p>今後とも、実態に即した債権管理を行い、未収金の収納整理に努めるよう指導してまいります。</p>		
監査団体名	秋田空港ターミナルビル株式会社	建設交通政策課
監査年月日	平成16年2月2日	
<p>(指摘事項) 入居テナントの賃賃料等に係る未収金の回収に一層努めること。</p>		
<p>(所管課措置事項) 入居テナントの賃賃料等に係る未収金6,461,935円については、債務者の状況から回収は困難な状況であるものの、法的手続を検討しながら回収に努力するよう指導してまいります。</p>		
監査団体名	大館能代空港ターミナルビル株式会社	建設交通政策課
監査年月日	平成16年2月6日	
<p>(指摘事項) パントリート掲出料に係る未収金の回収に努めること。</p>		
<p>(所管課措置事項) パントリート掲出料に係る未収金18,900円については、平成16年1月中に全額回収済みです。 今後は、未収金が生じないように適切な事務処理を行うよう指導してまいります。</p>		
監査団体名	秋田内陸縦貫鉄道株式会社	建設交通政策課
監査年月日	平成16年2月6日	
<p>(指摘事項) 旅行業務に係る顧客からの預り金に不正な事務処理があったので、業務執行体制等を見直し、再発防止に努めること。</p>		

(所管課措置事項)  
預り金の不正な事務処理については、平成14年11月の不正事務処理が発覚後、同社に対して早急に対応を図るよう指導を行うとともに、平成15年1月31日付けで、社員の綱紀並びに事件の再発防止の徹底と改善計画書の策定・提出を求め通知しております。  
同社からは平成15年2月17日付けで改善計画書が提出されており、今後とも計画に沿って改善を進めるよう指導してまいります。

監査団体名	社団法人秋田県バス協会	所管課名	建設交通政策課
監査年月日	平成16年2月6日		

(指摘事項)  
1 決算書類である貸借対照表が作成されていないので、毎事業年度終了とともに作成すること。  
2 運輸事業振興助成交付金特別会計において、資金運用として一時借入を行っているが、理事会の議決を経していないので、今後は適正に処理すること。

(所管課措置事項)  
1 貸借対照表については、毎事業年度作成するよう指導しました。  
2 資金運用については、適正に処理するよう指導しました。

監査団体名	秋田県住宅供給公社	所管課名	建築住宅課
監査年月日	平成16年2月6日		

(指摘事項)  
賃貸住宅管理事業に係る未収金の回収に一層努めること。

(所管課措置事項)  
賃貸住宅管理事業等に係る未収金については、平成16年2月末現在の残高は、11,750,650円となっております。  
なお、一般賃貸住宅管理事業及び賃貸施設管理事業については、文書、

自宅訪問等による本人への督促及び連帯保証人への文書督促に努めるとともに、今後は、法的措置も検討し回収に努めるよう指導してまいります。

監査結果公告第10号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定による監査を実施し、その結果を秋田県教育委員会委員長に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので公表する。

平成16年4月9日

秋田県監査委員 安 正 義  
秋田県監査委員 菅 原 龍 典  
秋田県監査委員 山 田 昭 郎  
秋田県監査委員 小 玉 和 夫  
教 総 - 4121  
平成16年3月17日

秋田県監査委員 様

秋田県教育委員会委員長

監査の結果に基づき講じた措置について(通知)  
平成16年3月1日付け監委 845で通知のあったことについて、別添のとおり提出します。  
別添

監査団体名	財団法人秋田県学校保健会	所管課名	保健体育課
監査年月日	平成16年2月3日		

(指摘事項)  
平成13年度において、理事会の議決と教育委員会の承認を経ないで基本財産を減少させているが、寄附行為に違反しているので、所要の措置を講ずるとともに、今後は適正に処理すること。

(所管課措置事項)  
15年度中に処理することとしております。  
今後は、適正に実施するよう指導、監督してまいります。

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十六年三月十九日付け秋田県公報第千五百五十六号掲載の秋田県告示二百四十九号及び二百五十号(結核予防法による医療機関の指定)  
 (印刷誤り)  
 四ページ上段、表中「辞退年月日」は「指定年月日」の誤り。

発行者 秋 田 県

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

秋田市山王四丁目一番一号

印刷者 印刷所

秋田県山王七丁目五番二十九号  
 株式会社松原印刷社  
 電話(082)876600  
 F A X (082)876600  
 E-mail: matsubaransatsu.co.jp

